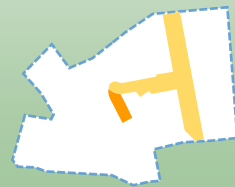


ロープウェイ入口電停周辺地区 景観まちづくり指針



札幌市まちづくり政策局都市計画部

【決定番号第1号】
決定 平成29年6月28日（告示第2457号）

目 次

1． 目的と位置付け	1
(1) 目的	1
(2) 策定までの経緯と位置付け	2
2． 対象区域（景観まちづくり推進区域）	3
3． 目標・方針	4
(1) 目標	4
(2) 5つの方針	5
4． 景観形成の基準（街並みのデザインコード）	7
(1) 「みどり」に関する事項	8
(2) 「建築物・工作物」に関する事項	9
(3) 「夜間景観」に関する事項	12
(4) 「広告物等」に関する事項	13
5． 届出の手続き	16
(1) 届出対象行為	16
(2) 届出が除外となる行為	16
(3) 公共事業	17
(4) 届出の流れ	17
(5) 経過措置	17
6． みんなで取り組む景観まちづくり活動	18

1. 目的と位置付け

(1) 目的

ロープウェイ入口電停周辺地区は、札幌市民に愛される藻岩山を背景に路面電車が走り、幹線道路の後背には落ち着いた住宅地が広がっています。一方で、地区内には、藻岩山ロープウェイ山麓駅が立地するなど、藻岩山への主要な玄関口となっており、幹線道路の沿道には、観光客など様々な人々が往来しています。このことから、当地区は住宅地と観光地の2つの側面があることが特性であると言えます。

本指針は、この地区の景観まちづくりの指針として、対象区域、目標・方針、基準や活動等を定め、これらに基づき地域住民等と札幌市が協働で取組を行うことで、地域特性を踏まえ、生かした、より魅力的な景観の形成の推進を図ることを目的としています。

景観まちづくり*の取組を行うことで、将来的には、住環境の保全や向上、来訪者の評価の向上など、以下に示すような効果を生み出し、地域の皆さんにとっても、来訪者にとっても、地域の魅力が高まることを目指します。

*** 景観まちづくり** この指針では、市民・事業者等が関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けて取り組むことをいう。

○当地区において景観まちづくり*の取組を行うことで期待される効果

●住環境としての側面

- ・藻岩山の自然や都心から近いといった特性を考慮した、落ち着いた趣のある住環境の保全や向上
- ・街並みのデザイン向上や良好な住空間の創出

●観光的な側面

- ・地域としての魅力が向上することで、その地域へ訪れようという機運が向上
- ・まちの雰囲気や醸成や目的地への誘導、期待感の向上などにより、来訪者の評価が向上

**地域の皆さんにとっても、来訪者にとっても
地域の魅力が高まります。**

(2) 策定までの経緯と位置付け

① 策定までの経緯

本指針は、以下に示すとおり、地域住民等と札幌市が意見交換などを重ねながら協働で内容を検討し、策定したものです。

○ 景観まちづくり指針策定までの経緯

平成 26 年 3 月 18 日 第 1 回意見交換会	・ 景観まちづくりの取組開始 ・ 地区の現状や景観まちづくりで大切にしたいこと
平成 26 年 11 月 18 日 第 2 回意見交換会	・ 「景観まちづくりで大切にすべきこと」を確認 ・ さらに日頃気づいたことや、できそうな取組を検討（主にソフト面について）
平成 27 年 2 月 13 日 第 3 回意見交換会	・ 取組アイディアの振り返り ・ 自分たちにとっての「まちづくりテーマ」と「具体的な景観イメージ」（主にハード面について）
平成 27 年 3 月 13 日 第 4 回意見交換会	・ まちづくりテーマの確認 ・ 景観まちづくり指針に盛り込む取組案の提示 ・ できそうな取組の具体的な活動内容の検討
平成 27 年 9 月 25 日 第 5 回意見交換会	・ 景観まちづくり指針に掲載する内容や項目などの確認
平成 27 年 10 月 31 日 ～11 月 11 日 アンケート	・ 景観上重要な区域として検討していた、福住・桑園通沿道、環状通沿道などの方々を対象に、「アンケート」を実施
平成 27 年 11 月 ヒアリング	・ 景観上重要な区域として検討していた、福住・桑園通沿道、環状通沿道などの事業者等を対象に、景観まちづくりへの協力の可能性などを把握する「ヒアリング」を実施
平成 27 年 11 月 25 日 第 6 回意見交換会	・ アンケートやヒアリングの結果を踏まえ、景観まちづくり指針（たたき台）の内容を検討
平成 28 年 2 月 意見募集	・ 対象区域全戸を対象に、景観まちづくり指針（素案）に対する意見募集
平成 28 年 3 月 15 日 第 7 回意見交換会	・ 意見募集の結果を踏まえ、景観まちづくり指針（素案）の内容確認
平成 28 年 3 月 31 日	景観まちづくり指針（案）の内容の確定
平成 29 年 6 月 23 日	札幌市景観審議会への意見聴取
平成 29 年 6 月 28 日	札幌市景観条例に基づく、景観まちづくり指針として策定・告示

② 位置付け

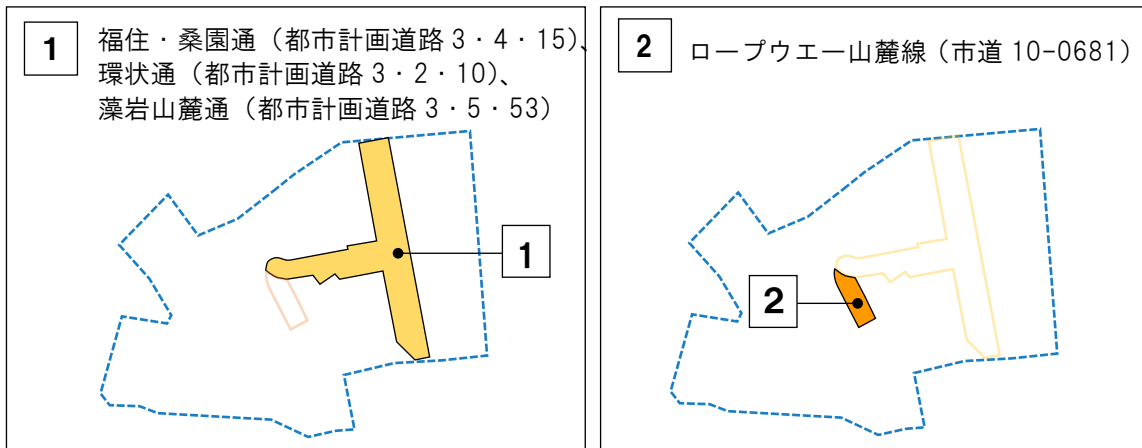
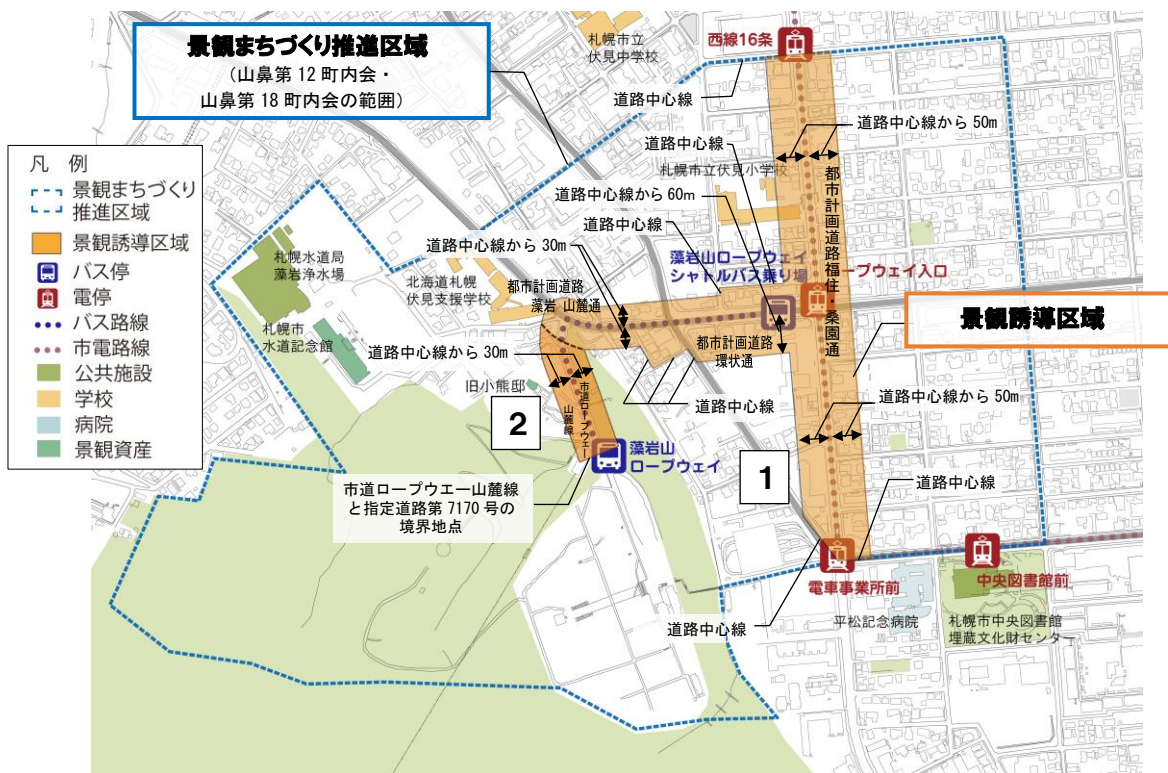
本指針は、地域住民等と札幌市がその内容を共有し、これからのロープウェイ入口電停周辺地区におけるまちづくりに生かしていくものであり、札幌市景観計画及び札幌市景観条例に基づく指針として位置付けます。なお、地域における建築動向や景観まちづくりに関する地域住民等の機運の高まりなど、この地域を取り巻く状況の変化に応じて、指針の内容を見直すことができます。

2. 対象区域（景観まちづくり推進区域）

この指針の対象区域（「景観まちづくり推進区域」）を下図のとおり、山鼻第 12 町内会・山鼻第 18 町内会の範囲とします。

この区域においては、景観まちづくりの方針を地域住民等と共有し、取組を段階的に進めていきます。

また、「景観まちづくり推進区域」のうち、福住・桑園通や環状通、藻岩山麓通、ロープウエー山麓線は、地域住民はもとより観光客など多様な人々が往来し、地域住民等も魅力的な景観の形成を進める上で重要であると感じています。そのため、下図のとおり、これらの道路に沿って「景観誘導区域」を定め、積極的に景観形成の誘導を図ります。（詳細については、4.景観形成の基準（P7以降）に記載）



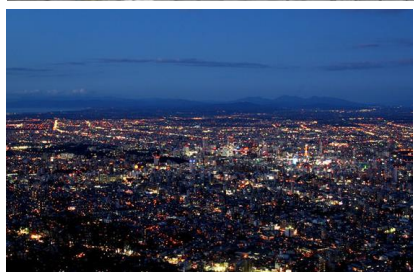
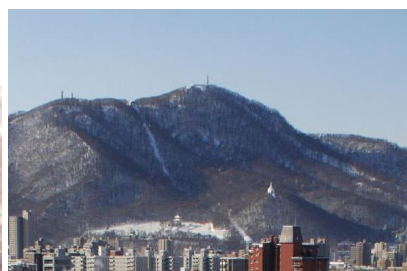
3. 目標・方針

(1) 目標

藻岩山を地域のシンボルとした景観まちづくり

～ 路面電車が走るまちで、住む人も、訪れる人も魅力を感じる景観を保全・創出する～

当地区は、地域のシンボルである藻岩山を背景として路面電車が走り、みどりを感じ落ち着きのある豊かな生活環境が形成されていることと、路面電車ロープウェイ入口電停や藻岩山ロープウェイ山麓駅が立地し、藻岩山への玄関口であることが特徴です。住む人も、訪れる人も魅力を感じる景観形成を目指します。



(2) 5つの方針

当地区の目標を実現するために、以下の5つの方針を定めます。

1 藻岩山の豊かな自然を大切ににした景観まちづくりを目指します

2 路面電車が走り、藻岩山への玄関口となる特性を生かした景観まちづくりを目指します

3 “みどり”がつながる景観まちづくりを目指します

4 山鼻・伏見の成り立ちを尊重した景観まちづくりを目指します

5 藻岩山を背景とした落ち着いた生活環境を守る景観まちづくりを目指します

1 藻岩山の豊かな自然を大切に

春の新緑や初夏の青々とした緑、鮮やかに色づいた秋の紅葉や冬の銀世界など、四季によって様々な表情に変化する藻岩山は、札幌市民から愛される場所であるとともに、この地区にう

るおいを与え、景観を特徴付けています。
この藻岩山の豊かな自然を守り、生かすとともに未来へ受け継ぐ景観まちづくりを目指します。



2 路面電車が走り、藻岩山への玄関口となる特性を生かした

当地区は、藻岩山の麓に位置し、路面電車ロープウェイ入口電停や藻岩山ロープウェイ山麓駅が立地するなど、藻岩山への玄関口といえます。特に地区内を南北に路面電車が走る福住・桑園通や藻岩山ロープウェイまでの主な動線となる環状通、藻岩山麓通、ロープウェイ山麓線の沿道及びその周辺には、魅力的な店舗等が点在するなど、地域住民はもとより観光客など多様な人々が往来する場所となっています。

地区の「顔」となるこれらの沿道の魅力を高める景観まちづくりを目指します。



3

“みどり”がつながる景観まちづくりを目指します

藻岩山に続く環状通沿道などでは、毎年、地域の町内会と伏見小学校の児童の皆さんが協力して、植樹柵などへの花植え活動が行われています。この活動により地区内に花やみどりが増えることは、藻岩山の豊かな自然をイメージさせる要因にもなり、景観上も重要です。

このような活動を大切にしながら、より効果的に“みどり”がつながる景観まちづくりを目指します。



4

山鼻・伏見の成り立ちを尊重した景観まちづくりを目指します

当地区の歴史は、明治7年(1874年)に山鼻村が設置されたことに始まります。その営みの歴史は、格子状の街区割りや路面電車の軌道など、今日の景観に表れています。

また、地区内の「札幌市水道記念館」や1998年に復元移築された「ろいず珈琲館 旧小熊邸」は札幌景観資産にも指定され、地域らしさを形づくる上で貴重な資源となっています。

こうした山鼻・伏見の歴史や地域の資源を生かし、尊重する景観まちづくりを目指します。



5

藻岩山を背景とした落ち着いたある生活環境を守る景観まちづくりを目指します

路面電車沿線等の後背には、藻岩山のみどりを感じられる落ち着いた生活環境が形成されています。

この特性を踏まえ、現状の落ち着いたある生活環境を守る景観まちづくりを目指します。



4. 景観形成の基準(街並みのデザインコード)

「3.目標・方針」を踏まえ、当地区における景観形成の基準(街並みのデザインコード)を定めます。

なお、この基準は、当地区の地域特性を踏まえた特に重視すべき基準と、札幌市全域における基準(景観法に基づく景観計画区域における景観形成基準)を加えたものとします。

「景観まちづくり推進区域」

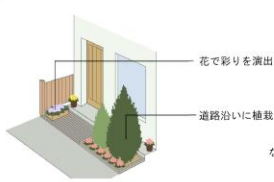
目標・方針を地域住民等と共有し、取組を段階的に進めていく区域として、景観形成を誘導するための基準を定めます。

「景観誘導区域」

「2.対象区域」で示したとおり、当区域は、地域住民等が景観形成上特に重要であると感じている区域であることから、周囲との調和を重視しながら積極的に景観形成を誘導するための基準を定めます。

当区域内では、よりきめ細やかに景観を誘導するため、景観計画区域における届出対象行為に加え、一定規模を超える建築物の建築や広告物の掲出等の行為も届出対象行為とします。(P16 参照)

なお、届出対象行為に該当しない建築物等についても、当該指針の目標・方針を踏まえ、当該基準を尊重するものとします。

【基準の見方】	
景観まちづくり推進区域に関する事項 景観まちづくり推進区域内共通 ①外構部分の緑化に努めましょう。 <解説> シンボルとなる藻岩山の豊かな自然のイメージを地区内で共有するため、外構部分等の緑化に努めましょう。  など	【対象区域】(景観まちづくり推進区域) ・景観形成の基準が適用される区域を示しています。
景観誘導区域に関する事項 景観誘導区域のみ ①通りに接する敷地部分は、隣地の植栽や街路樹等、周辺のみどりとの連続性に配慮するなど、効果的な緑化を行いましょう。 <解説> 藻岩山の豊かな自然のイメージを地区内で共有するため、①(福祉・桑園通や環状通、藻岩山麓通)や②(ロープウェイ-山麓線)にみどりをつなぐことで一体感が生まれ、地区の魅力の向上につながります。通りに接する部分は、道路沿いの植栽や隣地の植栽など、周辺のみどりとの連続性に配慮しながら、シンボルツリーや生垣等を配置するなど効果的な緑化計画としましょう。 ②店舗など多くの人が集まるような場所では、主要な出入口へのアプローチなどに花やみどりによる演出を行いましょう。 <解説> 多くの人々が集まる場所などは地区のイメージを印象付ける上で重要となります。そのため、主要な出入口へのアプローチを植栽やプランターの設置などにより演出することは、地区のイメージ向上には効果的です。花やみどりによる演出を行い、魅力的な空間を創出しましょう。  など	【基準】(景観まちづくり推進区域) ・景観まちづくり推進区域内における基準を示しています。 【解説】 ・基準の内容に沿った具体的な留意点や解説図を記しています。 【対象区域】(景観誘導区域) ・景観まちづくり推進区域のうち、積極的に景観形成を誘導するための基準が適用される区域を示しています。 (※届出対象行為に該当する場合には、届出が必要になります。) 【基準】(景観誘導区域) ・景観まちづくり推進区域内の基準に加えて、景観誘導区域内において、積極的に景観形成を誘導するための基準を示しています。

(1) 「みどり」に関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

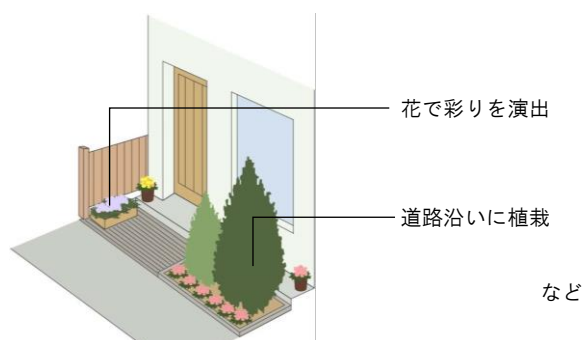
景観まちづくり
推進区域内共通



①外構部分の緑化に努めましょう。

<解説>

シンボルとなる藻岩山の豊かな自然のイメージを地区内で共有するため、外構部分等の緑化に努めましょう。



景観誘導区域に関する事項

景観誘導区域
のみ



①通りに接する敷地部分は、隣地の植栽や街路樹等、周辺のみどりとの連続性に配慮するなど、効果的な緑化を行いましょう。

<解説>

藻岩山の豊かな自然のイメージを地区内で共有するため、**①**(福住・桑園通や環状通、藻岩山麓通)や**②**(ロープウエー山麓線)にみどりをつなぐことで一体感が生まれ、地区の魅力の向上につながります。通りに接する部分は、道路沿いの植樹樹や隣地の植栽など、周辺のみどりとの連続性に配慮しながら、シンボルツリーや生垣等を配置するなど効果的な植栽計画としましょう。

②店舗など多くの人が集まるような場所では、主要な出入口へのアプローチなどに花やみどりによる演出を行いましょう。

<解説>

多くの人々が集まる場所などは地区のイメージを印象付ける上で重要となります。そのため、主要な出入口へのアプローチを植樹やプランターの設置などにより演出することは、地区のイメージ向上には効果的です。花やみどりによる演出を行い、魅力的な空間を創出しましょう。



など

(2) 「建築物・工作物」(以下「建築物等」という)に関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり
推進区域内共通



- ①建築物等の色彩を選定する際は「地域のカラーパレット」から選定するよう努めましょう。(ただし、これによりがたい場合は札幌の景観色 70 色から選定するよう努めましょう。)

<解説>

建築物等の色彩は地域らしさや一体感を出すために景観上重要な要素です。色彩を選定する際には地域の意見や既存の街並みの色彩分析等をもとに作成した「地域のカラーパレット (P11 参照)」から選定するよう努めましょう。ただし、これによりがたい場合は札幌市全域においての色彩の基準である「札幌の景観色 70 色 (P10 参照)」から選定するよう努めましょう。

景観誘導区域に関する事項

景観誘導区域
のみ



- ①建築物等の色彩を選定する際は「地域のカラーパレット」から選定しましょう。(ただし、これによりがたい場合は札幌の景観色 70 色から選定しましょう。) また、部分的にアクセントカラーを用いる場合は「地域のカラーパレット」から選定しましょう。

<解説>

建築物等の基調色はもとより、エントランス部などのアクセントカラーも地域の統一感を出すためには重要な要素です。建築物等の色彩には地域の意見等をもとに作成した「地域のカラーパレット」から選定しましょう。

- ②建築物に付帯するごみ置き場は、周辺の歩道などからごみが見えにくい位置に設置するなどの工夫をしましょう。

<解説>

建築物に付帯するごみ置き場は設置場所や方法によっては、景観に乱雑な印象を与えます。区域内の良好な景観の形成を図るため、ごみ置き場を植栽などで修景することや建築物に取り込んで計画するなど、周辺の歩道からごみが見えないような工夫をしましょう。

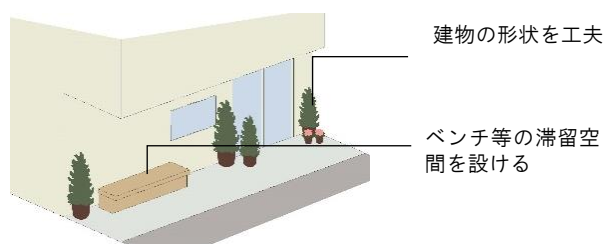
- ③多くの人が集まるような店舗などの1階部分などは、建築物の形状を工夫するなど、歩行者を引き込むような滞留空間を設けましょう。また、それが困難な場合は開放的なデザインとしましょう。(ただし、②(ロープウェー山麓線)は除く)

③の基準は
①のみ



<解説>

通りに活気を出させるため、多くの人が集まるような店舗などは歩行者を引き込むような滞留空間を設けましょう。また、滞留空間にベンチ等を設置するなど人々が集えるような工夫をしましょう。



建物の形状を工夫

ベンチ等の滞留空間を設ける

など



札幌の景観色 70 色

市民のみなさんの意見や、調査・研究により、誰もが綺麗であると思える色彩を 70 色選んでいます。それぞれの色に風土イメージを連想しやすいように、札幌らしいオリジナルの色名をつけていますが、これは市民のみなさんの心に働きかけ心に留めておけるように名づけたものです。色から言葉へ、言葉から色へ。色から連想するイメージをひろげ、さらに色名から配色をイメージしてください。

俗に言う「向こう三軒両隣」は景観における意識の持ち方について重要なキーワードです。初めに計画建物の両隣を意識し、次に向かい側の建物も同時に眺め、さらに周辺へ目を配り、全体の調和がとれるように考えます。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A 95%	10RP 9.0/0.8 Vp.-1 tone 薄桜 うすざくら	25YR 9.0/0.5 Vp.-1 tone 雪灯 ゆきあかり	10YR 9.0/0.5 Vp.-1 tone 乳白 ミルクスノー	5GY 9.0/0.5 Vp.-1 tone 鈴蘭 すずらん	10G 9.0/0.8 Vp.-1 tone 陽光白 シャイニングホワイト	5BG 8.5/1.0 Vp.-1 tone 氷白 アイスクリーン	7.5PB 9.0/2.0 Vp.-2 tone 氷柱 つらら	2.5P 9.0/2.0 Vp.-2 tone 雪花 せつか	10B 9.0/1.5 Vp.-1 tone 水晶白 クリスタルホワイト	N9 新雪 しんせつ
B 90%	5RP 8.5/0.5 Vp.-1 tone 綿毛 わたげ	5YR 8.5/0.5 Vp.-1 tone 百合が原 ゆりがはら	7.5Y 8.5/1.0 Vp.-1 tone 白樺 しらば	5GY 8.5/1.5 Lgr.-1 tone 露の臺 ふきのとう	7.5G 8.0/2.0 Lgr.-1 tone 氷雨 ひさめ	5BG 8.0/2.0 Lgr.-1 tone 雪まつり ゆきまつり	6PB 8.5/2.0 Lgr.-1 tone 雪虫 ゆきむし	5RP 8.0/1.5 Lgr.-1 tone リラ霞 りらかすみ	10B 8.0/1.5 Vp.-1 tone 凍白 とうはく	PBN8.5 霧氷 むひょう
C 85%	10R 8.0/1.0 Lgr.-1 tone 白茶 しらちゃ	7.5YR 7.5/1.0 Lgr.-1 tone 雪消水 ゆきけみず	5Y 8.0/2.0 Lgr.-1 tone 札幌玉葱 さっぽろたまねぎ	5GY 8.0/2.0 Lgr.-1 tone キャベツ きゃべつ	5G 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 創成柳 そうせいやなぎ	5BG 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 樹氷 じゅひょう	6PB 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 雪影 ゆきがげ	5RP 7.0/2.0 Lgr.-2 tone ライラック らいらく	2.5B 7.0/2.0 Lgr.-2 tone うすこおり	PBN7.5 銀鱗 ぎんりん
D 80%	10R 7.0/1.5 Lgr.-2 tone カフェ・オーレ かふえ・おーれ	1Y 7.0/1.5 Lgr.-2 tone ベージュ べーじゅ	7.5Y 7.5/3.0 Lgr.-1 tone 薄 すすき	5GY 6.5/2.0 Lgr.-2 tone 中の島 なかのしま	2.5G 6.2/4.0 L.-2 tone 榆 えるむ	5BG 6.0/4.0 L.-2 tone 山鳴らし やまならし	6PB 6.0/5.0 L.-3 tone 蝦夷延胡索 えぞえんごさく	5RP 6.0/2.0 Gr.-1 tone 藤野 ふじの	5B 6.0/1.5 Lgr.-1 tone 札幌軟石 さっぽろなんせき	PBN6.5 吹雪 ぶりざーど
E 20%	10R 5.7/4.0 L.-2 tone ミルク金時 みるくきんとき	5YR 5.7/4.0 L.-2 tone 蝦夷栗鼠 えぞりす	2.5Y 5.7/4.0 L.-2 tone 馬鈴薯 ばれいしょ	7.5GY 5.7/4.0 L.-2 tone 羊ヶ丘 ひつじがおか	10GY 5.0/4.5 Dl.-1 tone モエレ沼 もえれぬま	5BG 4.3/4.0 L.-2 tone オーロラ おーろら	6PB 5.5/3.0 L.-2 tone ラベンダー らべんだー	7.5RP 4.5/2.0 Gr.-2 tone 雁金草 かりがねそう	5B 5.0/1.5 Gr.-1 tone 郭公 かつこう	PBN5.0 蝦夷梟 えぞふくろう
F 10%	7.5R 3.0/8.0 Dp.-1 tone ベチカ べちか	5YR 4.0/6.0 Dl.-4 tone 蝦夷鹿 えぞしか	7.5YR 4.0/6.0 Dl.-4 tone ビア茶 びあちゃ	5GY 4.0/6.0 Dl.-4 tone 藻岩山 もいわやま	10GY 4.0/4.0 Dl.-2 tone 三角山 さんかくやま	7.5G 4.0/4.0 Dl.-2 tone ポプラ ぽぷら	5PB 4.0/3.5 Dl.-2 tone 豊平川 とよひらがわ	7.5RP 2.3/4.0 Dk.-1 tone 小豆 あずき	10B 4.0/1.5 Gr.-2 tone 石切山 いしきりやま	PBN3.5 開拓使 かいたくし
G 5%	7.5R 2.3/6.0 Dk.-1 tone 煉瓦 れんが	2.5YR 2.3/4.0 Dk.-1 tone 生チョコ なまちょこ	10YR 3.3/4.0 Dk.-1 tone 団栗 どんぐり	5GY 3.3/4.0 Dk.-1 tone 熊笹 くまざさ	2.5G 2.3/4.0 Dk.-1 tone 芸術の森 げいじゅつのもり	2.5BG 2.3/4.0 Dk.-1 tone 蝦夷松 えぞまつ	5PB 2.3/2.5 Dgr.Tone 藍の里 あいのさと	5RP 2.3/2.5 Dgr.Tone 蝦夷紫 えぞむらさき	5PB 2.0/1.5 Dgr.Tone 月無夜 みつどなしと	N1.5 墨烏 すみからす

上段 マンセル値…色を表す 3 属性（色相、明度、彩度）を数値化して色を表現したもの

下段 トーン…明暗、濃淡、派手地味など明度と彩度から生まれる色の調子

※この資料は、印刷のため実際のマンセル値とは異なります。正確には、塗装色見本を参考にしてください。

出典：色彩景観基準運用指針（札幌の景観色 70 色）

地域のカラーパレット（ロープウェイ入口電停周辺地区）

札幌の景観色 70 色をベースとし、この地域になじむ色として地域のカラーパレットを作成しました。

作成にあたっては、地域の皆さんが感じている地域イメージ※¹や現況の街並み等をもとに、SICS※²が調査・分析を行いました。

札幌の景観色 70 色とともに、活用し、ロープウェイ入口電停周辺地区らしい景観の形成を推進していきましょう。



※1 **地域のイメージ** 本指針に係る意見交換会や、伏見もいわ山公園に係る意見交換会において、参加者が当地区を連想する形容詞を選ぶなどのイメージ調査を行った。

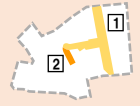
※2 **SICS** 札幌イメージコーディネート研究会。札幌の景観色 70 色の策定に関わった、静岡文化芸術大学の宮内名誉教授が主宰となり、札幌の色彩についての研究活動や研修を行っている団体のこと

※この資料は、印刷のため実際のマンセル値とは異なります。正確には、塗装色見本を参考にしてください。

(3) 「夜間景観」に関する事項

景観誘導区域に関する事項

景観誘導区域
のみ



- ① 通りに接する部分の外構等には、暖かみのある光源の屋外照明を設け、点灯するようにしましょう。

<解説>

通りに接する部分の外構などにおいては、趣のある夜間景観を演出するため、暖かみのある光源の庭園灯などを設置し、人が歩いている時間帯は点灯するようにしましょう。

- ② 屋外照明を設置する場合は、歩行空間の安全性の向上と夜間景観の演出をしましょう。

<解説>

屋外照明を設置する場合は、足元を照らすなど歩行空間の安全性の向上や街並みの統一感の向上などにつながるよう、良好な夜間景観を演出しましょう。



歩行空間を安全確保する

暖かみのある光源を用いる

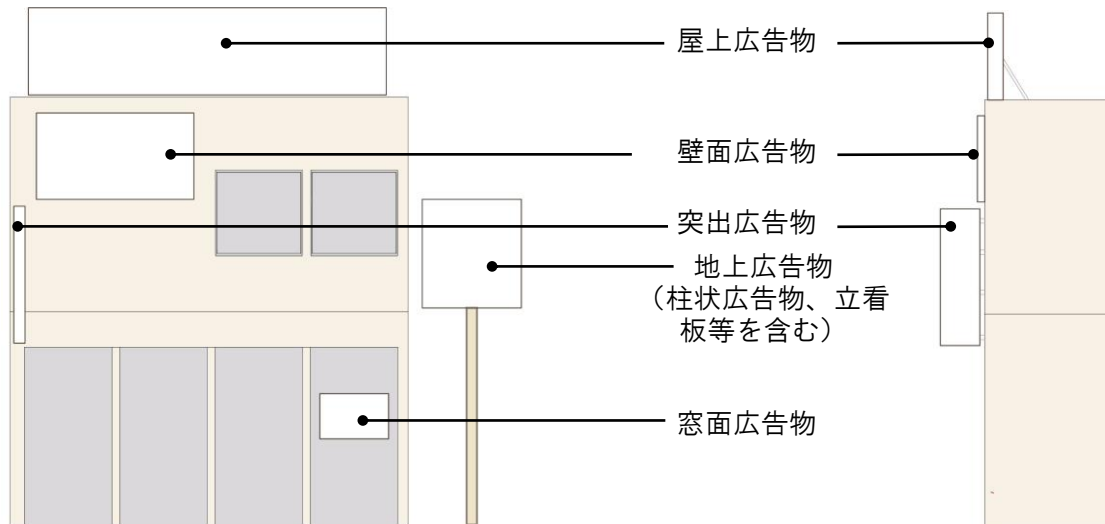
など

(4)「広告物等」に関する事項

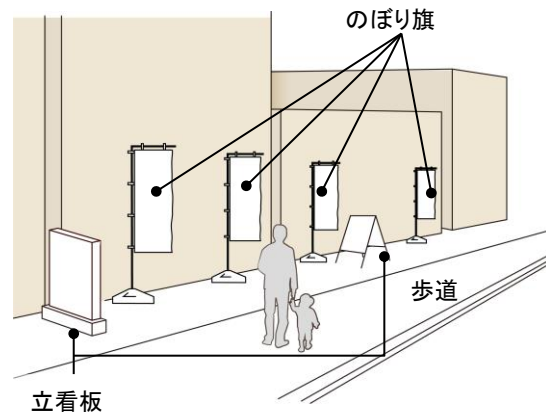
＜広告物等とは＞

広告物（常時又は一定の期間、屋外で継続して公衆に表示された、はり紙・はり札・立看板・広告塔のほか、建築物の壁面等に掲出されているもの）と、案内サイン（特定の事務所、店舗等や、特定の場所への案内又は誘導を目的とする広告物。公共機関が掲出するものも含む）を総称したものの。

【広告物等のイメージ】



【立看板、のぼり旗のイメージ】



景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり
推進区域内共通



- ① 広告物等を掲出する際には、多色や極端に華やかな色彩を使用しないよう努めましょう。

<解説>

広告物等の掲出にあたっては、藻岩山を背景とした地域の景観を守るため、多色や極端に華やかな色彩を使用しないよう努めましょう。

景観誘導区域に関する事項

景観誘導区域
のみ



- ① 藻岩山の自然に配慮し、かつ、市電沿線の街並みの景観と調和したデザイン性が高いものとしましょう。
- ② 位置・規模・色彩・配色等は、建築物の形態・外壁の色彩などや周囲の景観と調和するように配慮しましょう。
- ③ 発光を伴うものは、動光等の変化をしないようにしましょう。
- ④ 色彩は、多色や極端に華やかなものは使用しないよう、彩度や明度を抑えましょう。
- ⑤ コーポレートカラー※などで、鮮やかな色彩を用いる場合は、使用面積を抑えるなどの工夫をしましょう。
- ⑥ 複数の看板の設置が想定される場合は、できるだけ1か所に集合化を図りましょう。
- ⑦ 屋上広告物については、藻岩山への眺望に配慮し、屋上にはできるだけ設置しないようにしましょう。
- ⑧ 窓等のガラス面に掲出する広告物等は街並みとの調和に配慮しましょう。

<解説>

広告物等の掲出にあたっては、藻岩山を背景とした地域の景観を守るため、建築物の形態、外壁の色彩や周辺との調和を図る広告のデザインや色彩としましょう。

※ **コーポレートカラー** 企業などの団体を象徴する色彩のこと。主に企業等がロゴ等で使用するイメージカラー

広告物の参考例

広告物のベースとなる「地」の部分は華やかな高彩度色や原色、発色が良い色彩を避け、落ち着いた色彩を使用するよう努めましょう。

ただし、自然素材で無着色の木材や石材、レンガ、金属材等、及びこれらに類するものの色彩は上記に該当しないものとします。

○色彩の彩度に注意しましょう



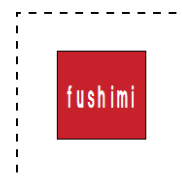
高彩度色や原色、発色が良い色彩の使用は控えましょう。



ベースとなる「地」には落ち着いた色彩を使用しましょう。



「地」を無彩色にして文字に原色を使用するなど工夫をしましょう。



コーポレートカラーなどで鮮やかな色彩を使用する場合は広告物自体の面積を小さくするなど配慮しましょう。

○色数に注意しましょう

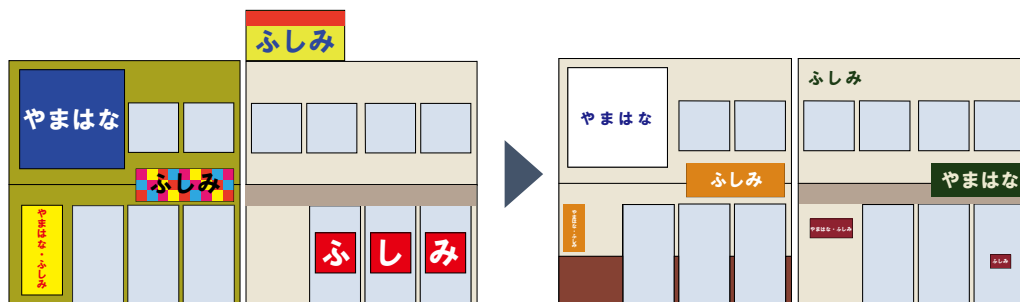


広告物は多色にならないように配慮しましょう。



「地」は落ち着いた色彩を用いて文字やポイントにアクセントカラーを取り入れるなど工夫をしましょう。

○街並みに配慮しましょう



「向こう三軒両隣」を意識して、広告物の色彩が周囲の景観と調和するように配慮しましょう。

5. 届出の手続き

(1) 届出対象行為

「景観誘導区域」については、景観計画区域における届出対象行為^{*}に加え、下記の行為に該当する場合にも札幌市に届出（国又は地方公共団体が行う行為は通知）が必要となります。（届出対象行為を行う敷地の一部が「景観誘導区域」の内外にわたる場合についても、届出の対象となります。）

^{*} 景観計画区域における届出対象行為 延べ面積が 10,000 m²を超える建築物または高さ 31mを超える建築物を建築する場合等。詳細は、札幌市景観計画または景観計画区域のパンフレットをご覧ください。

景観誘導区域において追加される届出対象行為

【建築物等】に関する行為

・高さ 10 メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更（ただし、増築にあっては、増築部分のみが届出対象に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は届出対象に該当せず、当該増築をもって届出対象となるものは届出が必要）（景観計画区域における届出対象行為は除く）

【広告物】に関する行為

・表示面積が 10 平方メートルを超える屋外広告物等の掲出、移転若しくはその内容の変更をしようとする場合（ただし、札幌市屋外広告物条例第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による許可が必要なものに限る。）

(2) 届出が除外となる行為

「景観誘導区域」において（1）の届出対象行為に該当する場合であっても、下記に該当する場合には届出が除外されます。

【非常災害時の応急措置】

・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

【その他】

・その他景観の形成に影響を及ぼさないと市長が認める行為

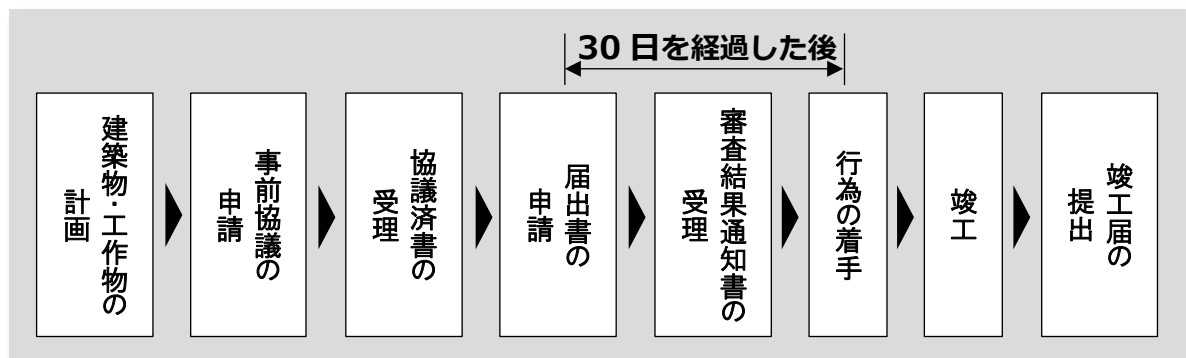
(3) 公共事業

- ・札幌市などが行う事業等において、法や条例等で届出対象行為とならないものについても、この指針を踏まえるものとします。

(4) 届出の流れ

「届出対象行為」に該当する行為を行おうとする者は、行為の着手 30 日前までに、届出を行う必要があります。

より良い景観形成を図るために、企画構想・基本計画の段階から計画の内容について事前に協議するようお願いします。



(5) 経過措置

本指針で定める届出は、本指針の施行日（平成 29 年 7 月 1 日）から 30 日を経過した時点において、すでに着手している（1）の届出対象行為については適用を除外します。

6. みんなで取り組む景観まちづくり活動

地区の魅力を向上させていくためには、日々の暮らしや営みの活動の積み重ね、居心地よく感じる環境、行ってみたいと感じさせる雰囲気づくりなどの地域の活動が大切です。

本指針の策定までに実施してきた意見交換会の意見やアンケートの結果等に基づき、地域住民等が一体となり主体的に取り組むことで、今よりもさらにまちの魅力向上につながる取組や活動について示します。

1. 沿道の緑化・花植え活動

2. まちの環境美化

3. 冬ならではの景観づくり

4. 地域内外に地域の魅力を PR

5. おもてなしの気運の醸成

6. 地域の色彩イメージづくり

7. 地域のマップづくり



地域が取り組む景観まちづくりの例

1.沿道の緑化・花植え活動

- ・電停周辺からロープウェイ入口までの沿道の演出
- ・シャトルバス乗場周辺の花・みどりのシンボルづくり
- ・花や緑の種類の統一などによる地域イメージ作り

2.まちの環境美化

- ・ごみステーション周辺の管理
- ・歩道などの清掃活動

3.冬ならではの景観づくり

- ・「雪あかり」「かまくらづくり」など冬のイベントの開催
- ・「冬期間のイルミネーションの設置」

4.地域内外に地域の魅力を PR

- ・地域の資源や魅力探し(地域の歌づくり等)
- ・周遊・回遊を促す資源・休憩スポットの紹介、案内
- ・藻岩山、藻岩山から水道記念館への散策路の PR

5.おもてなしの気運の醸成

- ・地域でボランティアガイド
- ・日本新三大夜景に選出されたことを受け、来訪者に向けた夜間景観の演出

6.地域の色彩イメージづくり

- ・地域のカラーパレットの普及・活用
- ・色塗りワークショップ

7.地域のマップづくり

- ・藻岩山麓マップ(みどころ、カフェ)など

ロープウェイ入口電停周辺地区 景観まちづくり指針

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話 011-211-2545 FAX : 011-218-5113

URL : <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/index.html>

E-Mail : keikan@city.sapporo.jp



さっぽろ市
01-B03-17-1145
29-1-84